

（連結送水管に関する基準）

- 第53条 令別表第1に掲げる建築物の屋上で、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供する部分には、連結送水管を設けなければならない。
- 2 前項の規定により設ける連結送水管の放水口は、屋上の各部分から1の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。
  - 3 令第29条第1項第1号及び第2号の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。
  - 4 第1項及び令第29条第1項の規定により設ける連結送水管の放水口の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓箱内に放水口を設ける場合は、この限りでない。
  - 5 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項並びに規則第31条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
  - 6 第1項及び令第29条の規定により設ける連結送水管の配管は、乾式とすること。ただし、当該配管の保護のために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕

【趣旨】

本条は、連結送水管に関する基準について、屋上における消防隊活動に必要な放水口の設置及び積雪寒冷地の札幌市の気候又は風土の特殊性を踏まえ、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「連結送水管」とは、送水活動や消火活動が困難な中高層建築物における火災の際に、迅速かつ有効な注水消火を行うことを目的とするもので、送水口、放水口、配管、弁等から構成され、消防ポンプ自動車から送水口に送水し、消防隊員が放水口に接続したホースによって、建物内部における消火活動を行うものである。
- 2 「送水口」とは、消防ポンプ自動車のホースを結合することにより送水するもので、消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に設けることとされている。
- 3 「放水口」とは、消防隊員が搬送する、又は設置されているホースを結合することにより放水するもので、出火危険性や延焼拡大危険性が低く、建物外部からの進入や退去が比較的容易な階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けることとされている。
- 4 連結送水管の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第29条、省令第31条等のとおりである。
- 5 札幌市では、このほかに次の付加基準を定めている。

（1）建築物の屋上で回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供する部分（第1項及び第2項関係）

第1項で政令別表第1に建築物の屋上に消火困難な回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供する部分には、連結送水管を設けなければならないこととしている。

また、当該部分に設ける放水口は、屋上の各部分から水平距離が50メートル以下となるように設けるものとしている。ただし、1階又は2階の屋上にある駐車場の用途に供される部分については、第55条を適用して連結送水管を設置しないことができる。

（2）屋上放水口の設置（第3項関係）

連結送水管の設置が義務付けられている防火対象物の屋上には、屋上からの消火活動を目的とした放水口を1以上設けなければならないこととしている。ただし、屋上に上がる階段のないも

【第53条（連結送水管に関する基準）】

のについては、第55条を適用し、放水口の設置を省略することができるものとしている。

(3) 赤色灯火の設置（第4項関係）

政令第29条及び本条により設ける連結送水管の放水口の上部には、赤色の灯火を設けることとなっている。ただし、屋内消火栓箱内に放水口を設ける際には、屋内消火栓箱の上部に赤色の灯火が設置されるため、当該灯火により第4項の規定を満たすこととしている。

(4) 乾式配管（第6項関係）

政令第29条及び本条に基づき設置される連結送水管は、原則乾式とする旨定められている。これは、消防隊による消火活動の迅速性の観点から、連結送水管は一般的に湿式となっているが、冬期間に氷点下が続く札幌市の気候では凍結のおそれが著しく高いためである。ただし、大規模な建築物など、消火活動の迅速性の確保が必要とされる場合は、必要な措置を講じて湿式とすることができることとしている。

- 6 札幌市における連結送水管の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の連結送水管の項を参照すること。